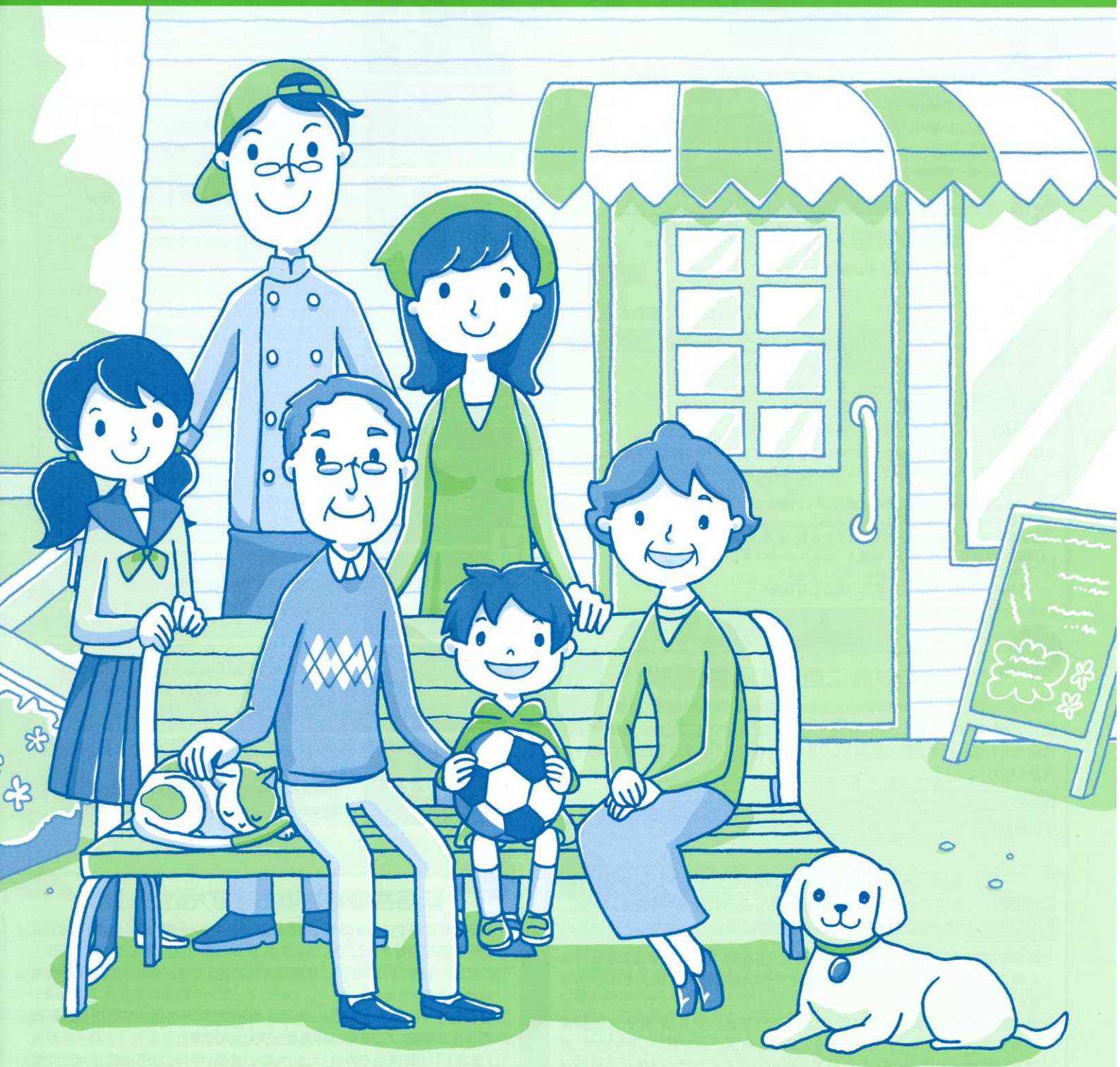


安心を明日につなぐ

総合火災共済 普通火災共済

相互扶助精神にもとづく、
皆様による皆様のための共済です。
自動継続ですので、
満期時の更新手続きは不要です。
家財や什器備品単独でもご契約できます。
満期返戻金があります。

新 価 共 済 特 約



総合火災共済、普通火災共済、新価共済特約 みなさまのこ

ご契約のポイント

1

共済の種類と補償内容

主契約は「総合火災共済」と「普通火災共済」の2種類

それぞれ補償範囲（共済金お支払いの対象となる事故）が違います。ご希望に合わせてご選択ください。補償範囲の広い総合火災共済をおすすめします。

新価共済特約は補償金額がワイド

主契約に新価共済特約をセットすることができます。共済金は再調達価額（新価）を基準にお支払いします。

2

ご契約の対象となる物件の所在地・所有者

○ご契約の対象の物件所在地は、道内に限ります。

○共済金をお受け取りいただける方は、ご契約の対象の所有者（被共済者といえます）です。

3

ご契約の対象（共済の目的）

ご契約は共済の目的ごとにする必要があります。

ご契約の対象（共済の目的といいます）は次のとおりです。

（○：ご契約の対象、×：ご契約の対象外）

対象	主な対象物件	住宅物件	非住宅物件
建物	建物、造作等	○	○
商品	建物内収容の商品、製品等	×	○
家財	建物内収容の家財	○	○
その他	建物内収容の什器備品、機械等	×	○

※建物のみのご契約では、建物以外の商品、家財、その他の損害は補償されません。建物以外のみのご契約も可能ですが、この場合は建物の損害は補償されません。ご一緒のご契約をおすすめします。

※申込書に明記しないとご契約の対象とならない場合があります。

○非住宅物件の門・塀・垣根・物置・車庫など

○1個（1組）の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品など

○稿本・設計書・図案・証書・帳簿その他これらに類するもの

※ご契約の対象とすることができない場合があります。

○野積みの動産や総合火災共済の場合の自動車など

4

ご契約の対象に適用する評価基準

ご契約の対象となる物件の評価額を算出する基準は「再調達価額（新価）」と「時価」の2通りがあります。ご契約金額（共済金額）を決定するための基準や損害共済金をお支払いする際の基準となります。評価額をどの基準で設定するかをご選択ください。

新価	ご契約の対象（共済の目的）を修理したり、再築・再取得するために必要な金額を基準とした評価額です。
時価	新価による評価額（現在と同等のものを新たに建築・購入するのに必要な金額）から使用による消耗分（減価分）を差し引いた金額を基準とした評価額です。

○新価を基準にご契約金額を設定した場合（主契約に新価共済特約をセットした場合は、共済金で現在と同等の建物やその他を再築・再購入することができます）。

○時価額を基準にご契約金額を設定した場合（普通火災共済、総合火災共済の主契約のみのご契約）は、共済金も時価を基準にお支払いしますので、実際に再取得や修理をするために必要な費用と共済金の間に減価分の差額が出る場合があります。

⇒新価共済特約をセットされることをおすすめします。

共済金をお支払いする場合、事故の内容

A	火災	失火やもらい火を原因とする火災 ※消防活動による水ぬれ、破壊等を含みます
B	落雷	落雷による衝撃・異常電流等による損害 （建物、ガラス、テレビ等の損害）
C	破裂発	ボイラーの破裂やガス爆発等による損害 ※水道管凍結による破裂・爆発は除きます
D	風災 ひょう 雪災	台風・せん風・暴風、降ひょう、豪雪・なだれ等による損害（屋根等の破損など） ※損害額が20万円以上の場合に限ります
E	落飛 衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突による損害（自動車の飛び込みなど） ※被共済者等の車両等の衝突を除きます
F	水ぬれ	給排水設備の事故、第三者が専有する戸室からの漏水、溢水による損害 ※給排水設備自体に生じた損害を除きます
G	騒じょう	騒じょう・集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害
H	盗難①	盗難による、建物・家財・什器備品等に生じた盗取、き損・汚損 ※商品の盗難を除きます
	盗難②	盗難による現金・預貯金証書の損害 ※ご契約対象は家財・その他に限ります
	水災①	台風・暴風雨、融雪等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害で、建物、家財に共済価額（時価）の30%以上の損害が生じた場合
I	水災②	台風・暴風雨、融雪等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害で ○住宅物件で建物、家財に床上浸水による損害の場合 ○非住宅物件で床上浸水または地盤面から45cm超の浸水による損害の場合

5

新価共済特約のおすすめ

○「新価共済特約」をセットすることにより、ご契約金額（共済金額）を新価による評価額で設定することができます。

○ご契約の対象は「建物」、「什器備品その他」です。家財や商品は新価共済特約を付帯できません。

○損害発生から2年以内に同一の用途のものを同一の構内で再築・修理しない場合は、時価による基準で共済金が支払われます。

○「建物」「什器備品その他」に30%超の減価（使用による消耗分）が生じている場合には、その減価割合によりご契約額の制限があります。また、減価50%超の場合は特約を付帯できません。

